

大町町公共施設等総合管理計画
【 概 要 版 】

平成 29 年 3 月
佐賀県 大町町

目 次

第1章 計画について	1
1. 計画の目的	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	1
4. 計画の対象施設	1
第2章 本町の公共施設等の現況及び将来見通し	2
1. 人口推移と将来人口	2
(1) 人口の推移	2
(2) 将来人口の見通し	2
2. 公共施設等の現況と将来の更新費用の見込み	3
(1) 公共施設の状況	3
(2) 公共施設の老朽化の状況	3
(3) 公共施設の耐震化の状況	3
(4) インフラ施設の状況	4
(5) 将来の更新費用の見込み	4
第3章 公共施設等の管理に関する基本方針	5
1. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	5
(1) 現状や課題に関する基本認識	5
(2) 公共施設等の基本方針	5
2. 公共施設等の管理に関する実施方針	6
(1) 点検・診断等の実施方針	6
(2) 維持管理・修繕・更新の実施方針	6
(3) 安全確保の実施方針	7
(4) 耐震化の実施方針	7
(5) 長寿命化の実施方針	7
(6) 廃合や廃止の実施方針	7
(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	8
3. フォローアップの実施方針	8
4. 住民への情報提供方針	8
5. 本計画の目標指標	8
第4章 施設類型ごとの基本方針	9
1. 公共施設	9
2. インフラ施設	11

第1章 計画について

1. 計画の目的

わが国では、高度成長期以降に整備されてきた、公共施設及びインフラ施設の老朽化対策が大きな課題となっています。

本町においても、公共施設等の老朽化によるリスクの高まりや維持費の増大、想定される多額の改修費など、多くの課題を抱えています。

また、人口減少と少子高齢化に伴う税収の低迷と社会保障費の伸び、施設ニーズの変化など、公共施設等を取り巻く環境は大きく変化しています。

さらに、東日本大震災や平成28年熊本地震の教訓を踏まえ、公共施設やインフラ施設の耐震化や老朽化への対応を進め、住民の安全を確保していく必要があります。

こうした状況に対応するため、公共施設等を総合的かつ計画的に管理するための基本的な方向を示す、「大町町公共施設等総合管理計画」を策定しました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、本町の最上位計画である大町町総合計画等と連動した、公共施設等の今後のあり方についての基本的な方向性を示す横断的な計画であり、インフラ長寿命化計画（行動計画）を兼ねる計画とします。また、個別施設計画等については、本計画を上位計画と位置づけ、本計画の方向性との整合性を図ります。

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、平成29年度を初年度とし、平成48年度までの20年間とします。また、中間年の平成38年度を目途に見直しを行います。

4. 計画の対象施設

本計画において対象とする公共施設等は、原則として町が保有するすべての公共施設等とします。

第2章 本町の公共施設等の現況及び将来見通し

1. 人口推移と将来人口

(1) 人口の推移

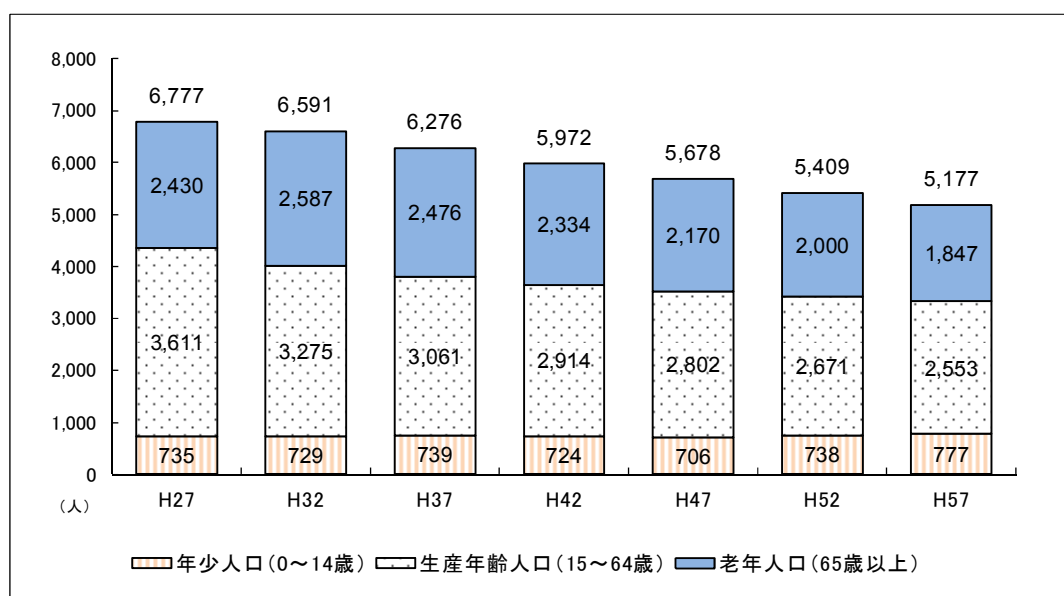
本町の総人口の推移をみると、昭和35年では20,427人と2万人を超えていましたが、杵島炭鉱閉山の影響により、昭和45年には10,649人と大きく減少しました。その後も総人口は減少傾向で推移し、平成27年では6,777人となっています。

(2) 将来人口の見通し

本町の将来人口の見通しについて、大町町人口ビジョンによると、今後も総人口は減少傾向で推移し、おおむね10年後の平成37年では6,276人、20年後の平成47年では5,678人、30年後の平成57年では5,177人と見込まれています。

また、年齢階層別人口の予測においては、生産年齢人口（15～64歳）の減少が顕著となっています。

将来人口の見通し



※平成27年は国勢調査実績値（総人口には1人の年齢不詳を含む）。平成32年以降は大町町人口ビジョンにおける推計結果。

2. 公共施設等の現況と将来の更新費用の見込み

(1) 公共施設の状況

本町の公共施設を類型ごとにみると、延べ床面積では学校教育施設が 13,956.9 m²で最も多く、全体の 31.3%を占めています。次いで公営住宅が 12,815.4 m² (28.7%) で続きます。

公共施設の状況

	施設数		延べ床面積	
	施設	構成比	面積 (m ²)	構成比
①住民文化施設	1	1.3%	2,081.6	4.7%
②スポーツ・レクリエーション施設	6	7.6%	2,231.9	5.0%
③学校教育施設	2	2.5%	13,956.9	31.3%
④子育て支援施設	2	2.5%	1,862.0	4.2%
⑤保健・福祉施設	2	2.5%	2,916.0	6.5%
⑥行政施設	9	11.4%	3,599.8	8.1%
⑦公営住宅	23	29.1%	12,815.4	28.7%
⑧公園関連施設	12	15.2%	258.1	0.6%
⑨供給処理施設	3	3.8%	105.5	0.2%
⑩その他施設	4	5.1%	663.9	1.5%
⑪上水道施設	11	13.9%	653.8	1.5%
⑫医療施設	4	5.1%	3,430.5	7.7%
計	79	100.0%	44,575.4	100.0%

※平成 27 年度末現在。

(2) 公共施設の老朽化の状況

本町の公共施設の老朽化について、類型ごとの延べ床面積で見ると、築後 40 年未満 30 年以上が 28.5%、10 年未満が 24.3%、40 年以上が 23.3%、30 年未満 20 年以上が 20.2%、20 年未満 10 年以上が 3.7%となっています。また、築後 30 年以上は 51.8%とほぼ半分を占めています。

(3) 公共施設の耐震化の状況

本町の公共施設の耐震化について、類型ごとにみると、昭和 56 年 6 月 1 日の建築基準法改正後に整備された「新基準」の施設が 36 施設と全体の 45.6%を占め、「未診断」が 33 施設 (41.8%)、「耐震性あり」が 10 施設 (12.7%) となっています。また、学校教育施設、子育て支援施設の耐震化率は 100%となっています。

(4) インフラ施設の状況

本町の管理するインフラ施設の状況は以下のとおりとなっています。

インフラ施設の状況

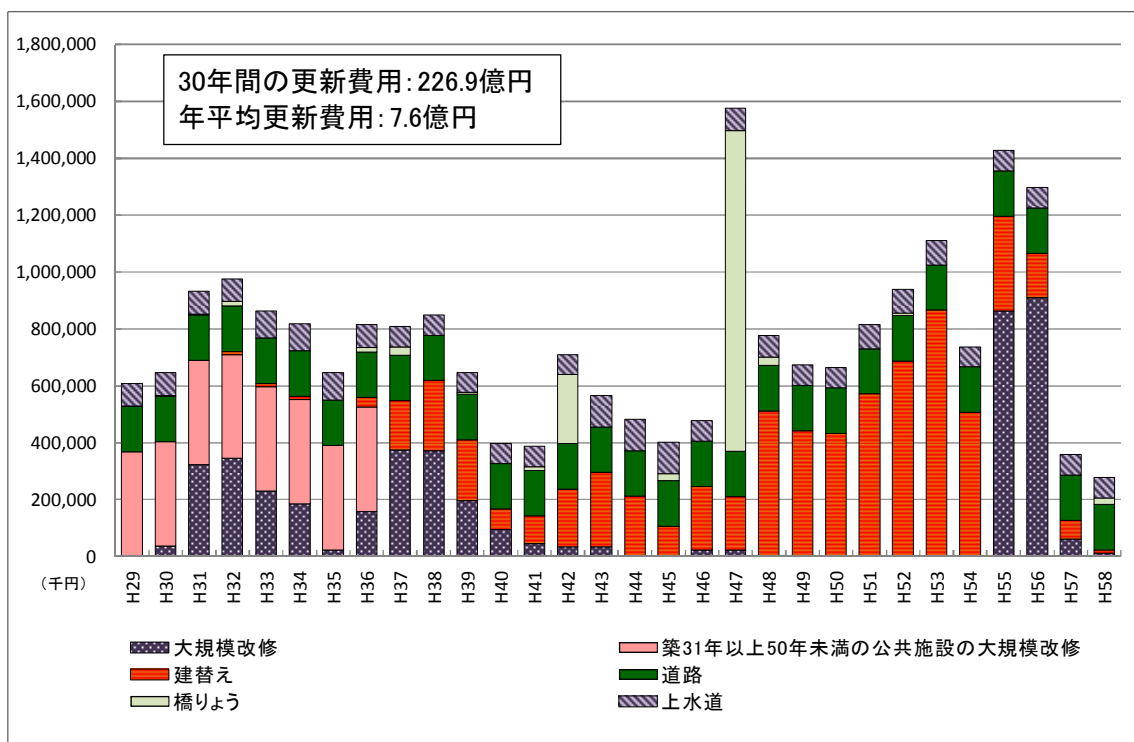
類型	状況
①道路	74 路線、総延長 54,111m、道路改良率 94.5%
②橋りょう	55 橋、総延長 497m
③河川	5 河川、総延長 3,800m
④上水道	普及率 99.8%、送水管総延長 819m、配水管総延長 46,842m
⑤公園	ポタ山わんぱく公園、浦川内公園、浦田公園など 7 か所
⑥ため池	18 か所、総かんがい面積 464ha

※平成 27 年度末現在。

(5) 将来の更新費用の見込み

本町における公共施設及びインフラ施設の更新費用について、一定の条件のもと、将来の更新費用の推計を行った結果をみると、既存公共施設で大規模改修を実施し、現状規模のまま建替えを行うとともに、既存のインフラ施設のすべてを現状規模のまま更新を行った場合、今後 30 年間で 226 億 9 千万円（年平均 7 億 6 千万円）の経費が必要であると見込まれます。

公共施設及びインフラ施設の更新費用の推計結果



※公共施設等更新費用試算ソフトによる推計。

第3章 公共施設等の管理に関する基本方針

1. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 現状や課題に関する基本認識

本町の公共施設等の管理に関して、主な課題等を整理すると次のとおりとなります。

①施設の老朽化への対応

本町の公共施設について、築後30年以上が延べ床面積の51.8%とほぼ半分を占めており、今後、大規模な修繕や建替えの時期を迎えることとなります。また、道路や橋りょう等のインフラ施設も老朽化対策、耐震化など計画的な補修、更新等が必要となっています。

②人口減少と少子高齢化の進行

本町の総人口は、平成27年国勢調査では6,777人となっており、平成22年の7,369人からの人口減少率は-8.03%と県内(県平均-2.00%)で2番目に大きな減少率となっています。また、平成27年国勢調査での高齢化率は35.9%と県内(県平均-27.7%)で最も高い割合となっています。将来の人口推計においても人口減少と少子高齢化が進むことが見込まれます。

③厳しい財政状況

本町の財政状況を歳入・歳出でみると、自主財源である町税は減少傾向で推移する一方、福祉などの社会保障費である扶助費は増加傾向にあります。今後、人口減少と少子高齢化の進行により、税収の伸びを期待することはできず、高齢化等により扶助費が増大すると見込まれることから、将来の財政状況は一層厳しくなると予想されます。

こうした課題等を踏まえるとともに、住民ニーズの変化等を的確に捉え、身の丈にあった規模となるよう、各々の施設のあり方を見極めていく必要があります。

(2) 公共施設等の基本方針

①施設の最適化

人口構造や財政規模に見合った施設保有の最適化に向け、住民ニーズの変化にわせて、行政サービスのあり方とともに、施設機能の移転や統合、廃止を含めた施設のあり方の検討を行います。また、施設の管理、運営、更新を検討するにあ

たつては、施設の持つ機能に着目して施設の複合化や多機能化を図ります。さらに、国や県、周辺自治体等の保有する施設の活用等を検討します。

② 予防保全による施設の長寿命化

施設の新規整備あるいは維持管理・更新を計画する際には、ライフサイクル全体を通じたコスト縮減に繋がるよう、省エネ化や適正な管理を行い、ライフサイクルコストの縮減を図る観点で、予防保全の考え方による施設の点検・診断等を行い、計画的な維持管理・更新を検討します。また、インフラ施設についても、各施設の長寿命化計画等に基づき、定期的な点検・診断により劣化・損傷の程度や原因等を把握・評価し、計画的な修繕・更新を検討します。

③ 指定管理者制度等の活用

施設の運営・維持管理にかかるコストや、施設利用者、運営状況を把握し、効率的なコスト縮減を図るとともに、施設の利用率、稼働率の向上とともに、施設の目的や利用状況に応じた受益者負担の適正化を図ります。

また、必要な公共サービスの質を適切なコストで提供するため、民間の資金やノウハウ、創意工夫を最大限に活用できる仕組みとして、指定管理者制度やPFIなど公民が連携したPPP手法の導入や民営化について、検討を行います。

④ 財源の確保

将来において必要な公共施設の大規模改修や建替えを行うため、経費全般の徹底的な節減・合理化を進めるとともに、基金の積み立て、国・県の各種補助制度の有効活用を図り、整備に必要な経費の財源確保に努めます。

2. 公共施設等の管理に関する実施方針

(1) 点検・診断等の実施方針

公共施設等の機能を可能な限り少ない経費で長期間維持させるために、定期的な点検・診断等による施設状態の詳細な把握や部位ごとの耐用年数の延長を図り、物理的な供用限界まで施設を維持します。

(2) 維持管理・修繕・更新の実施方針

① 計画的な維持管理と修繕

公共施設の維持管理と保全にかかる経費を縮減し、年度ごとの予算も可能な限り平準化させるため、維持管理と保全にかかる経費そのものを抑え、中長期にわたる計画的な保全の実施により突発的な改修工事等を抑制します。

② 適切な更新計画

公共施設等の建替えについては、全体的な総量削減を図るため、必要とされる部分のみを対象とし、原則として現状の規模と同等以下とします。また、施設個

別の更新計画の策定にあたっては、近隣施設や類似施設との機能統合を推進し、複数施設の統合による総量の削減を図るとともに、建設コストや運営経費の大幅な削減に有効と考えられるPFI・PPPの導入や民間サービスの活用を図ります。なお、インフラ施設は、予防保全による既存施設の長寿命化を図ります。

(3) 安全確保の実施方針

点検・診断等によって特に危険性が認められた施設や、老朽化等により供用を停止した施設や利用見込みのない施設については、安全の確保を優先させ、緊急的・優先的に対策を図ります。

(4) 耐震化の実施方針

①公共建築物の耐震化

住民や職員をはじめ施設に係る人々の安全確保に向け、公共施設の耐震診断及び耐震補強を進めます。また、補強工事は、施設の構造や想定される使用期間、使用目的等に応じて適切な工法を選択します。

②インフラ施設の耐震化

道路や橋りょう等は地震による施設の崩壊が人命につながる重大な事故に発展する危険性が高いことから、安全の確保の観点からも優先的に耐震化その他必要な対策を進めます。

(5) 長寿命化の実施方針

公共施設等に必要とされる機能が維持できなくなる限り、物理的な供用限界（構造的耐用年数）まで施設を使い切ることにより、公共施設等全体の維持管理にかかるコストを縮減します。

(6) 廃合や廃止の実施方針

①公共建築物の集約と再配置

今後、公共施設の更新や長寿命化を行う際は、類似する機能の共有や施設規模の効率化を図るための集約を前提に、余剰地など土地の効率的な利活用等についても検討します。また、民間施設等の活用により、住民サービスを維持しながら施設の合理化と経費削減を図ります。

②公共建築物の統廃合・多機能化

公共施設の利用状況に応じて、施設の廃止とともに、一つの建物で複数の施設を運営するといった統廃合や多機能化を図ります。

③不要資産の処分

廃止すべきと判断された公共施設等は利用を中止し、運営経費の削減を図ります。また、他の住民サービスでの有効利用を検討し、最終的に活用の見込みのない公共施設等は除却します。さらに、除却や再配置等で生み出された土地や利用の見込みのない資産は、普通財産化して売却するなど歳入の確保に努めます。

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

①効率的な施設管理体制の整備

施設の老朽化や維持管理費用等に関する情報の一元管理、修繕や建替えにあたっての優先順位の意思決定、個別の事業計画との調整など、庁内横断的な取り組みが必要であることから、施設マネジメントを一元的に管理できる体制の整備を図ります。

②職員の技術・意識向上

公共施設等のマネジメントを推進するにあたっては、職員一人ひとりが、従来の個別施設ごとの管理状況から全体の最適化を目指す取り組みが必要になります。このため、各施設を管理する職員の技術と意識向上に努めます。

③アウトソーシング・民間活力の活用

公共施設等に関する点検、保守、整備業務などのアウトソーシング体制の充実を図ります。また、民間企業が持つ様々なノウハウを公共サービスや施設の管理運営に活用し、住民サービスの向上と経費の縮減を図るため、指定管理者制度、P P P、P F Iの導入・活用を推進します。

3. フォローアップの実施方針

社会情勢の変化に対応し、個別施設計画との整合性を図るため、必要に応じて柔軟に本計画を見直します。また、予算編成、予算見通しと連動させるとともに、P D C Aによる進行管理を行い、本計画の実効性の向上を図ります。

4. 住民への情報提供方針

住民と行政が公共施設等に関する情報と認識の共有化を図るため、本計画の進行状況や計画の見直し等について、広報紙や町ホームページ等で公表し、住民への情報提供を図ります。

5. 本計画の目標指標

本計画の目標指標として、目標年度である平成 48 年度に延べ床面積の保有量 10%以上の削減(平成 27 年度末における延べ床面積 44,575.4 m²を基準とする)を目指します。

第4章 施設類型ごとの基本方針

1. 公共施設

類型	主な施設
	基本方針
①住民文化施設	<p>大町町公民館</p> <ul style="list-style-type: none"> 大町町公民館については、平成 29 年度に耐震診断の実施を予定しており、診断結果に応じて、施設の改修等を検討します。
②スポーツ・レクリエーション施設	<p>大町町弓道場、大町町スポーツセンター、大町町民グラウンド、大町町民健康広場、大町町営テニスコート、おおまち情報プラザ</p> <ul style="list-style-type: none"> 大町町弓道場については、現状の施設を供用限界まで維持し、老朽化が進んだ後は住民ニーズ等を踏まえ、施設の更新について検討します。 大町町スポーツセンターについては、耐震診断が未実施のため、診断を実施するとともに、耐震診断の結果に応じて改修等を検討します。また、施設の民間への運営委託の検討も行います。 大町町民グラウンド、大町町民健康広場、おおまち情報プラザについては、適切な維持管理を進めます。 大町町営テニスコートについては、大町町スポーツセンターの近隣に立地することから、大町町スポーツセンターとあわせて一体的に今後のあり方を検討します。
③学校教育施設	<p>大町小中一貫校大町ひじり学園、大町町給食センター</p> <ul style="list-style-type: none"> 大町小中一貫校大町ひじり学園については、校舎・体育館等、現在の施設を適切に維持管理していきます。また、教育環境の向上に向け、校舎の空調設備等の整備を進めます。 大町町給食センターについては、現在の施設を適切に維持管理していきます。
④子育て支援施設	<p>大町町保育園、放課後児童クラブ</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て支援施設については、現在の施設を適切に維持管理していきます。
⑤保健・福祉施設	<p>大町町老人福祉センター、大町町総合福祉保健センター</p> <ul style="list-style-type: none"> 大町町老人福祉センターについては、耐震診断が未実施のため、平成 29 年度に耐震診断の実施を予定しています。また、耐震診断の結果を踏まえ、施設のあり方を検討します。 大町町総合福祉保健センターについては、福祉避難所の指定施設であり、災害備蓄も備えていることから、必要な修繕を行うなど適切な維持管理を進めます。
⑥行政施設	<p>大町町役場、不動寺消防倉庫、大町町消防団格納庫及び団員詰所</p> <ul style="list-style-type: none"> 役場庁舎については、庁舎施設の適切な管理、修繕（雨漏り対応等）を進めます。 役場庁舎の倉庫として活用している旧母子健康センターは、耐用年数を大きく超えていることから、倉庫・コミュニティー（会議室）・災害備蓄などの機能を有する施設として新たな施設の整備（10 年以内）を検討します。 消防団詰所については、老朽化した詰所のうち、平成 21 年に一部改修を実施した第 1 部を除く、第 2 部、第 4 部、第 5 部の改修を予定しています。 消防団体制に応じた消防団詰所の適切な維持管理を進めます。 不動寺消防倉庫については、現状の施設を物理的供用限界まで活用できるように、適切な維持管理を図り、老朽化に応じて廃止を検討します。

類型	主な施設
	基本方針
⑦公営住宅	京ノ尾団地、京ノ尾団地集会場、杉谷団地、干場団地、干場団地集会所、泉団地、浦川内団地、浦川内団地集会所、浦川内団地浄化槽施設
	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅長寿命化計画に基づき、老朽化した町営住宅の計画的な建替え・改築、維持管理を図ります。 ・京ノ尾団地、浦川内団地については、現状の施設の適切な維持管理を進めます。 ・杉谷団地、干場団地については、老朽化が進んでおり、政策空き家となっているため、今後、建替えまたは宅地化など定住促進につながる活用を民間活力の導入も含めて検討します。 ・泉団地については、老朽化は進んでいますが、施設として活用できるため、町全体の住宅施策の中で活用方法を検討します。
⑧公園関連施設	駅前ふれあい広場便所、浦田自然公園便所、ポタ山わんぱく公園便所、聖岳公園便所、やすらぎパーク公衆便所、中央農村公園公衆便所、グラウンド管理人室
	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆便所については、基本的に現在の施設の適切な維持管理を進めます。 ・浦田自然公園便所については、中央部のトイレについて、老朽化に応じて廃止を検討します。 ・浦川内公園便所については、老朽化に応じて1か所の廃止を検討します。 ・グラウンド管理人室については、現状の施設を物理的供用限界まで活用できるよう、適切な維持管理を図り、老朽化に応じて廃止を検討します。
⑨供給処理施設	京ノ尾団地LPガス貯蔵庫、浦川内団地LPガス貯蔵庫、京ノ尾団地（排水処理棟）浄化槽施設
	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化にあわせた、予防保全型維持管理と事後保全型維持管理を使い分けるとともに、町営住宅のあり方に応じて、施設等の改修を進めます。
⑩その他施設	下潟排水機場、沖ノ神川排水機場、下大町排水機場、大町町公民館揚水ポンプ室
	<ul style="list-style-type: none"> ・その他施設については、現在の施設を適切に維持管理していきます。 ・付帯施設については、本体となる施設のあり方にあわせて施設の整備を検討します。
⑪上水道施設	京ノ尾団地内配水機場（受水施設）、不動寺簡易水道施設、中央水源池、大町町浄水場、大谷口配水場、神山配水場、神山地区簡易水道施設、神山送水ポンプ場、下大町水源池、弥護原水源池、四坑水源池
	<ul style="list-style-type: none"> ・施設については、水道ビジョン策定のもと、耐震化を含めた老朽化した施設及び配水管の計画的な更新を図ります。 ・「佐賀県水道整備基本構想」に基づき、町水道事業の佐賀西部広域水道事業団との統合を図ります（目標年：平成32年4月）。また、佐賀西部広域水道事業団に譲渡しない水道施設等について、今後、検討を行います。
⑫医療施設	大町町立病院、町立病院職員住宅、町立病院車庫
	<ul style="list-style-type: none"> ・医療施設については、平成29年4月に民間への譲渡が予定されています。

2. インフラ施設

類型	基本方針
①道路	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の維持管理については、予防保全型維持管理の考えを基本に、緊急度や優先度を考慮し、計画的な修繕等を行います。 ・道路の新規整備については、必要箇所を厳選し、計画的に実施します。 ・道路附属物（道路照明灯・カーブミラー等）の点検・補修を進めます。 ・舗装の点検・補修を進めます。 ・修繕、更新等の履歴を蓄積し、老朽化対策に活用します。
②橋りょう	<ul style="list-style-type: none"> ・大町町橋梁修繕計画に基づき、橋りょうの点検を実施し、緊急度や優先度を考慮し、橋りょうの架け替え・修繕などを行います。 ・修繕、更新等の履歴を蓄積し、老朽化対策に活用します。
③河川	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の維持管理については、予防保全型維持管理の考えを基本とした計画的な修繕等を行います。 ・修繕、更新等の履歴を蓄積し、老朽化対策に活用します。
④上水道	<ul style="list-style-type: none"> ・施設については、水道ビジョン策定のもと、耐震化を含めた老朽化した施設及び配水管の計画的な更新を図ります。 ・「佐賀県水道整備基本構想」に基づき、町水道事業の佐賀西部広域水道事業団との統合を図ります（目標年：平成 32 年 4 月）。また、佐賀西部広域水道事業団に譲渡しない水道施設等について、今後、検討を行います。
⑤公園	<ul style="list-style-type: none"> ・公園施設について、定期的な点検等を実施し、利用者の安全の確保を図ります。 ・老朽化した遊具やトイレ等については、危険性の高い施設から修繕・更新を行うとともに、必要に応じて撤去等の検討を行い、施設の長寿命化、管理体制の合理化を図ります。
⑥ため池	<ul style="list-style-type: none"> ・ため池の堤体等の調査等を行い、老朽化への対応や耐震化を検討します。 ・ため池の付帯施設（ゲート類等）の修繕・更新等を進めます。

大町町公共施設等総合管理計画【概要版】

発行年月：平成 29 年 3 月

発 行：大町町

〒849-2101 佐賀県杵島郡大町町大字大町 5017 番地

電話：0952-82-3151 F A X：0952-82-3117

<http://www.town.omachi.saga.jp/>

編 集：大町町農林建設課